

伐採木を無償提供しています！！

国土交通省青森河川国道事務所五所川原出張所では、岩木川の河川敷で伐採した樹木を、必要とされている地域の皆様に無償で提供を行います。

- 提供場所：鶴寿橋左岸上流河川敷（鶴田町木筒地内）
 - 提供量：1世帯あたり軽トラック1台分
 - 申込期間：2月23日（木）より受付（なくなりしだい終了）
 - 申込先：青森河川国道事務所 五所川原出張所 TEL0173-34-2738
- ※詳細につきましては別紙のとおりです。

【伐採木の無償提供について】

青森河川国道事務所では、河川敷において「河川管理上支障となる」樹木の伐採を計画的に行っておりますが、伐採を行う上で樹木の処分経費（運搬・処分）が大きな負担となっております。

このことから、処分経費を削減する目的で、伐採した樹木を地域の方々に無償提供する取り組みを行っております。さらに、資源の有効活用を通して、より効果的な伐採計画の実践につなげていこうと考えております。



■樹木伐採事例(イメージ)：H27 年度実施 乾橋左岸上流



伐採前



伐採後



集積状況

＜発表記者会：青森県政記者会・建設関係専門紙・津軽新報社＞

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

河川管理課 課長 富岡 繁則

TEL：017-734-4590

伐採対象地区担当出張所：五所川原出張所

TEL：0173-34-2738

五所川原出張所長 清藤 博

(1) 伐採木の状態及び提供量
主にヤナギ等の幹を切断済み（直径5cm～30cm程度、長さ1m～1.5m程度）の状態、
1人当たり軽トラック1台分相当を提供します。

(2) 応募資格
伐採木を自家消費される方に限定させていただきます。なお、同一世帯1回限りの提供となります。

(3) 申込方法等
事前に出張所へ電話した後、五所川原出張所へお越しください。
申込用紙に必要事項を記入していただきます。（印鑑不用）
また、電話のみのお申し込みは不可とします。

【申込期間】

現在受付中（土曜日、日曜日を除く 9時から17時まで）
※なくなり次第受付終了としますので、ご了承ください。

(4) 提供場所
鶴寿橋左岸上流河川敷（鶴田町木筒地内）
※提供場所の詳細につきましては、受付の際に改めてお知らせします。
※当方で積込補助は行いません。

(5) その他、注意事項等

- ①引渡当日はトラック等への積込に適した服装でお越し願います。
- ②引渡場所における積込や運搬の際に生じたケガ、事故等については、当方では一切責任を負いません。
- ③積込の際、過積載を行ってはいけません。
- ④申込以降、どの時点でも辞退できます。
- ⑤やむを得ない事情により伐採木の提供を中止する場合があります。
- ⑥引き渡し後の伐採木は適切に使用して下さい。売買行為、不法投棄は厳に慎んで下さい。

【申込先・問合せ先】

受付場所：国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 五所川原出張所
〒037-0074 青森県五所川原市字岩木町10
TEL：0173-34-2738
FAX：0173-33-0127

（お問い合わせは、平日の9時から17時までをお願いします。）

伐採木提供申込書

申請月日	平成 年 月 日 ()
住 所	
氏 名	
連絡先	
運搬方法	軽トラック ・ 2tトラック ・ 自家用車 ・ その他()
搬出予定	平成 年 月 日 () 時頃

1. 提供の方法

本伐採木提供申込書に必要事項をご記入の上、五所川原出張所へ持参願います。

伐採木の提供にあたっては、「2. 提供にあたっての注意事項」について承諾いただいた方が対象となります。承諾いただけない方への提供は出来ません。

また、伐採木の提供は、指定する場所から各自で、積込・運搬することとなります。

■五所川原出張所

住 所：〒037-0074 五所川原市字岩木町10

電話番号：0173-34-2738

受付時間：月曜日から金曜日の8:30～17:15

2. 提供にあたっての注意事項

- ①【個人情報の保護】本申込書で得た個人情報は、伐採木提供するため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。
- ②引き取った伐採木は、転売等営利目的に使用することを禁じます。
- ③作業にあたっては一般の方の通行に支障とならないようにしてください。
また、積込・運搬時については、事故の無いように十分注意してください。
- ④万が一、事故が発生した場合は、五所川原出張所へ至急連絡願います。また、積込・運搬時に堤防等河川管理施設が損傷した場合についても、五所川原出張所へ至急連絡を入れてください。
- ⑤伐採木の積込・運搬にあたっては、車両を堤防斜面へ乗り上げてはいけません。堤防を損傷させた場合、補修費を負担していただくことがあります。
- ⑥積込運搬はマナーを守り、順番に実施するようお願いいたします。また、提供量は1世帯（組）あたり軽トラック1台分としておりますが、それ以上積み込みしているなどを発見した場合・通報があった場合は提供を取りやめることもあります。
- ⑦積込・運搬は過積載とならないよう注意願います。
- ⑧伐採木の引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。
- ⑨上記、積込・運搬時の事故および引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。

上記、注意事項を了承します。

氏 名 :
